

2025 年 9 月 8 日 改正
平成 19 年 10 月 25 日 改正
平成 18 年 12 月 18 日 制定

日本地域学会機関誌等電子ジャーナル化に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会(以下、本学会)著作権規程(以下、著作権規程)第 5 条の規定に基づき、本学会が、独立行政法人科学技術振興機構(JST)が管理運営する科学技術情報発信・流通総合システム(以下、J - STAGE)に登載する本学会機関誌『地域学研究』等(以下、機関誌)の掲載論文および記事等の pdf ファイル等(以下、J - STAGE ファイル)へのアクセス(閲覧)を特定または不特定の者に許可する場合の条件および規則等(以下、閲覧条件等)について定める。

(管理者)

第 2 条 J - STAGE ファイルの作成、編集、アップロードおよびアクセス(閲覧)制限等の管理(以下、管理)は、本学会広報委員会規程第 3 条に規定する広報委員会(以下、管理者)が行う。

(費用)

第 3 条 管理に要する費用は、本学会の一般会計から支払う。

(閲覧条件)

第 4 条 J - STAGE を利用して閲覧に供するファイルの内容およびその閲覧条件は、本学会機関誌編集委員会規程第 3 条に規定する編集委員会が作成する原案に基づき、本学会理事会が決定する。

(閲覧無制限ファイル)

第 5 条 以下の各号に掲げる J - STAGE ファイル(以下、J - STAGE 閲覧無制限ファイル)は、アクセス(閲覧)に条件および制限を設けない。ただし、著作権規程第 2 条の規定はこのアクセス(閲覧)に関しても適用される。

- 一 巻号一覧(Available Issues)
- 二 目次一覧(Table of Contents)
- 三 抄録(Abstract)
- 四 引用文献(References)

(閲覧制限)

第 6 条 以下に掲げる J-STAGE ファイル(以下、J-STAGE 閲覧制限ファイル)は、J-STAGE が提供する認証サービス(以下、認証サービス)を利用してそのアクセス(閲覧)を制限する。

- 一 本学会『地域学研究』学術論文等審査規程第 2 条に規定する学術論文等

(個人購読者認証)

第 7 条 以下の各号に掲げる個人は、認証サービスの個人購読者カテゴリーを利用して管理されるユーザ認証(以下、個人購読者認証サービス)に基づき、J-STAGE 閲覧制限ファイルにアクセス(閲覧)することが出来る。ただし、著作権規程第 2 条の規定はこのアクセス(閲覧)に関しても適用される。

- 一 本学会正会員である個人(以下、Web 個人会員 A)
- 二 本学会非会員である個人(以下、Web 個人会員 B)

(機関購読者認証)

第 7 条—2 以下の各号に掲げる機関は、認証サービスの機関購読者カテゴリーを利用して管理されるユーザ認証(以下、機関購読者認証サービス)に基づき、J-STAGE 閲覧制限ファイルにアクセス(閲覧)することが出来る。ただし、著作権規程第 2 条の規定はこのアクセス(閲覧)に関しても適用される。

- 一 本学会法人会員である団体もしくは機関(以下、Web 機関会員 A)
- 二 本学会非法人会員である団体もしくは機関(以下、Web 機関会員 B)

(会費)

第 8 条 Web 個人会員 A、Web 個人会員 B、Web 機関会員 A および Web 機関会員 B (以下、総称して Web 会員) は、Web 会員としての会費(以下、Web 会費)を納入しなければならない。

2. 前項に規定する Web 会費は、以下の各号の通りとする。

- 一 Web 個人会員 A については、年間 2,000 円
- 二 Web 個人会員 B については、年間 5,000 円
- 三 Web 機関会員 A については、年間 10,000 円
- 四 Web 機関会員 B については、年間 40,000 円

3. Web 会費の納入は、本学会が指定する銀行の預金口座への振込により行う。

(ID とパスワード)

第 9 条 Web 個人会員 A および Web 個人会員 B(以下、Web 個人会員)には、Web 個人会員 ID(以下、ID)とそのログインパスワード(以下、パスワード)を発給する。

(ID とパスワードの有効期間)

第 10 条 ID およびそのパスワードの有効期間は、管理者が J-STAGE に登録する有効期限開始日に始まり、有効期限終了日に終了する。

2. 管理者は、Web 会費の本学会への入金を確認した後、J-STAGE に有効期限開始日と有効期限終了日を登録し、当該 Web 会員にこれを通知する。

3. 有効期限終了日は、原則として、当該 Web 会費が支払われた年度の年度末とする。

(パスワード)

第 11 条 一旦発給されたパスワードは、変更することが出来ない。

(閲覧制限の期間)

第 12 条 第 6 条の J - STAGE 閲覧制限ファイルへのアクセス(閲覧)の制限は、機関誌の巻ごとに、それが J - STAGE に掲載されてから 1 年経過後速やかに解除する。ただし、これによって可能となるアクセス(閲覧)に関しても著作権規程第 2 条の規定が適用される。

(改正)

第 13 条 この規程は、理事会の議決を経て改正することが出来る。

(準用)

第 14 条 第 5 条の J - STAGE 閲覧無制限ファイルに関する規定は、本学会のホームページに登載するすべての HTML ファイルおよび pdf ファイル等に準用する。

(申込と受付)

第 15 条 本学会の J-STAGE 閲覧制限ファイルの閲覧を希望する個人もしくは機関は、別に定める様式と方法に基づいて本学会 Web 会員としての入会申込を行わなければならない。

2. Web 会員の申込は、原則として、随時受け付ける。ただし、当該申込者は、第 10 条第 3 項の規定を熟知しているものと見做す。

(承認)

第 16 条 Web 会員の申込があった場合、第 10 条第 2 項の通知がなされたことによって、その承認と通知はなされたものと見做す。

(自動更新)

第 17 条 Web 会員の次年度への自動更新は行わない。

2. 前項の規定にかかわらず、Web 個人会員 A である者が、本学会の会員としての会費の

納入方法として本学会会費規程第 6 条第 1 項第二号に規定する預金口座振替を選択している場合には、次年度の Web 会費の請求を当該年度末までに行い、実際に当該 Web 会費の入金を確認された時点で、第 15 条および第 16 条に規定する Web 会員の申込とその承認はなされたものとみなし、当該 Web 個人会員の ID とパスワードを発給する。

(別規則)

第 18 条 この規程の施行に必要な細目については、理事会の議決を経て別に定める。

附則

(施行)

第 1 条 この規程は、制定と同時に施行する。

(個人購読者認証サービス開始日)

第 2 条 第 7 条に規定する個人購読者認証サービスの開始日は、別に管理者が定める。

2. 第 7 条ー 2 に規定する個人購読者認証サービスの開始日は、別に管理者が定める。

(経過措置)

第 3 条 前条の開始日までは、J - STAGE ファイルのうち、第 5 条に規定する J - STAGE 閲覧無制限ファイル以外のファイルは、アクセス(閲覧)禁止とする。

附則（平成 19 年 10 月 25 日改正）

(施行日)

この規程は、制定と同時に施行する。

附則（2025 年 9 月 8 日改正）

(施行日)

この規程は、制定と同時に施行する。